

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（次号において「建築物等」という。）に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石綿除去事業により除去された当該石綿</p> <p>二 建築物等に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石綿除去事業により除去された次に掲げるもの</p> <p>イ 石綿保温材</p> <p>ロ けいそう土保温材</p> <p>ハ パーライト保温材</p> <p>ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材</p> <p>三～七（略）</p>	<p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物に用いられる材料にあつて石綿を吹きつけられたものから石綿除去事業により除去された当該石綿</p> <p>二 建築物に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石綿除去事業により除去された次に掲げるもの</p> <p>イ 石綿保温材</p> <p>ロ けいそう土保温材</p> <p>ハ パーライト保温材</p> <p>ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材</p> <p>三～七（略）</p>

8
53 (略)

(石綿含有一般廃棄物)

第一条の三の三 令第三条第一号ホの規定による環境省令で定める一般廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものとする。

(一般廃棄物の積替えに係る基準)

第一条の四 令第三条第一号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第一条の五 令第三条第一号リ(1)の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

二・三 (略)

(一般廃棄物の保管の高さ)

第一条の六 令第三条第一号リ(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 四 (略)

8
53 (略)

(一般廃棄物の積替えに係る基準)

第一条の四 令第三条第一号への規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第一条の五 令第三条第一号ト(1)の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類

二・三 (略)

(一般廃棄物の保管の高さ)

第一条の六 令第三条第一号ト(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 四 (略)

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする

一 五 (略)

六 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第二条の五 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
処分	(略)

(一般廃棄物の運搬を委託できる者)

第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする

一 五 (略)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める

一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第二条の五 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
処分	(略)

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 四 (略)

五 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状

六 九 (略)

2 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 三 (略)

四 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五 法第九条第四項の規定による最終処分場に係る埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 四 (略)

五 埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

六 九 (略)

2 前項の届出書には次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 三 (略)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五の二 法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

五 十六（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 四（略）

四の二 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

五（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出）

第五条の十 法第九条の第三十項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 四（略）

五 埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状

六 九（略）

2（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の十の二 法第九条の第三十項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

四 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

五 十六（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 四（略）

五（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出）

第五条の十 法第九条の第三十項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 四（略）

五 埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

六 九（略）

2（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の十の二 法第九条の第三十項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

五〇十六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 法第七条第六項又は法第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲

五 (略)

六 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項

イ 施設の設置の場所

ロト (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十六〇二十一 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

一〇三 (略)

四 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

五〇十六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲

五 (略)

六 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項

イ 施設の設置と場所

ロト (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十六〇二十一 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ (略)

六～十一 (略)

(再生利用の認定の特例)

第六条の六の二 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一・二 (略)

(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理(同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。)が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分に関する業務を行う役員

ロ (略)

六～十一 (略)

(再生利用の認定の特例)

第六条の六の二 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の五第四号及び第六条の六第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一・二 (略)

(申請の経由)

第六条の二十四の三 法第九条の十第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(無害化処理の内容の基準)

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理が、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物を、当該一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であると認められるものであること。

二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る一般廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。

三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第四条の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
 - イ 受け入れる一般廃棄物の性状の確認及び管理
 - ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理
- 三 第四条の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準並びに法第九条の十第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条の五に規定する基準（前号に規定するものを除き、当該施設に係るものに限り。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
 - イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員
 - ロ 申請者が個人である場合には、当該者
- 六 当該無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。
- 七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに

足りる経理的基礎を有すること。

八 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。

十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。

二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）に適合していること。

三 法第九条の十第二項第五号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の認定の特例)

第六条の二十四の七 法第九条の十の規定による無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る無害化処理が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条

の二十四の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一 当該一般廃棄物に係る無害化処理を行い、又は行おうとする者が、環境大臣が定める基準に従い、当該一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができること。

二 当該施設が第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)

第六条の二十四の八 法第九条の十第二項の申請書(以下この条において「申請書」という。)に同項第六号の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 無害化処理の用に供する施設の位置

二 無害化処理の用に供する施設の処理方式

三 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備

四 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。

五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水质その他の生活環境への負荷に関する数値

2 申請書に法第九条の十第二項第七号の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

-
- 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- 三 その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項
- 3 法第九条の十第二項第八号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 無害化処理の方法
- 二 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 三 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 四 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
- イ 所在地
- ロ 面積
- ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
- ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 五 法第七条第一項若しくは第六項、法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
- 六 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
- 七 申請者が法第七条第五項第四号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号に規定する役員の氏名及び住所
- 九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又
-

- は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項
- 4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 三 無害化処理の用に供する施設の処理能力の十分の一以上の規模の設備又は一日当たりの処理能力が二十トン以上の規模の設備を用いて行つた実証試験に関する書類であつて、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定めるもの
- 四 当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供する施設において行う一般廃棄物の無害化（人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることをいう。）との科学的因果関係を説明する書類
- 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 六 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 七 第六条の二十四の五第六号に規定する者の履歴書
- 八 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する

者の人数を記載した書類

九 前項第五号又は第六号に規定する許可を受けている場合には、当該許可証の写し

十 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十三 無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

十四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十六 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人

に該当しない旨の登記事項証明書

十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

5 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第十一号及び第十四号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

（無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第六条の二十四の九 第三条の二の規定は、法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。

（記録の閲覧）

第六条の二十四の十 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする

（記録する事項）

第六条の二十四の十一 法第九条の第十七項において準用する法第八條の四の規定による環境省令で定める事項は、第六條の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。

（一般廃棄物の無害化処理の認定証）

第六條の二十四の十二 令第五条の十一の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類
- 四 無害化処理の方法
- 五 無害化処理の用に供する施設の種類
- 六 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
- 七 無害化処理の用に供する施設の処理能力
- 八 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべ
ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替
え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができ
る高さ

（事業の廃止及び変更の届出等）

第六条の二十四の十三 令第五条の十二第一項の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 廃止した事業の範囲

四 廃止の理由

五 廃止の年月日

2 前項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

第六条の二十四の十四 令第五条の十二第二項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号に規定する法定代理人

二 法第七条第五項第四号に規定する役員

三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

四 令第四条の七に規定する使用人

五 第六条の二十四の八第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるものの

イ 第六条の二十四の八第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）

ロ 第六条の二十四の八第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係

るものを除く。)

八 第六条の二十四の八第二項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。)

六 無害化处理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

2 令第五条の十二第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、

個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 第六条の二十四の八第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合に

は、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、第六条の二十四の八第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

4 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代

えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

5 第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(施設の廃止等の届出)

第六条の二十四の十五 令第五条の十二第一項の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

四 無害化処理の用に供する施設の種類

五 廃止若しくは休止又は再開の理由

六 廃止若しくは休止又は再開の年月日

2 前項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(報告)

第六条の二十四の十六 法第九条の十一第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の無害化処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 当該認定に係る施設において無害化処理を行った一般廃棄物の種類及び数量

四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

2 前項の報告は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該一般廃棄物の数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四 十一 (略)

2 4 (略)

5 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該一般廃棄物の種類及び性状

三 当該一般廃棄物の数量

四 十一 (略)

2 4 (略)

5 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効

並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五・六（略）
6（略）

（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〇四（略）

五 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

2（略）

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し

（運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五・六（略）
6（略）

（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〇四（略）

五 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

2（略）

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し

（運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〜四 (略)

五 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び認定番号

2〜4 (略)

(石綿含有産業廃棄物)

第七条の二の三 令第六条第一項第一号ロの規定による環境省令で定める産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とする。

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第七条の三 令第六条第一項第一号ホの規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ホの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

(産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)

第七条の三 令第六条第一項第一号ハの規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第一号ハの規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

第七条の四 令第六条第一項第一号ホの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第七条の五 令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物)

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一〜五 (略)

六 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)

(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及

(産業廃棄物の積替えのための保管上限に関する適用除外)

第七条の四 令第六条第一項第一号ハの規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第七条の五 令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条第一項第二号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物)

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一〜五 (略)

(令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量)

第七条の八 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及

び数量は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。

四 (略)

五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(2)ロに規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。

2 (略)

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ (略)

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる時負うを表示したものであること。

び数量は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。

四 (略)

五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号ト(2)ロに規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。

2 (略)

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ (略)

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる時負うを表示したものであること。

(イ) (略)
(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ハ)・(ニ) (略)
二・三 (略)

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

（産業廃棄物の運搬を委託できる者）

第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする

一～五 (略)

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）

（産業廃棄物の処分を委託できる者）

第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

(イ) (略)
(ロ) 保管する産業廃棄物の種類

(ハ)・(ニ) (略)
二・三 (略)

（産業廃棄物の運搬を委託できる者）

第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする

一～五 (略)

（産業廃棄物の処分を委託できる者）

第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～五 (略)

(委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令

(委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令

で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ～ニ (略)

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

ヘ (略)

七～九 (略)

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	(略)
(略)	(略)
処分の委託	(略)

備考 運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応

で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ～ニ (略)

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

ヘ (略)

七～九 (略)

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	(略)
(略)	(略)
処分の委託	(略)

じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の二 令第六条の五第一項第一号ニの規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第一号ニの規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の四 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号チ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の二 令第六条の五第一項第一号ト(1)ロの規定によりその例によることとされる令第三条第一号ト(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第一号ニの規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る揭示板)

第八条の十の四 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ト(1)ロの規定による揭示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号チ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならぬ。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号)に係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び

第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号)に係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号ホの環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号まで「

第九号まで「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四〇六 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

2 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一・二 (略)

産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

四〇六 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

2 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

五・六 （略）

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜十 （略）

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 （略）

六 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

三 当該産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。

四 当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

五・六 （略）

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜十 （略）

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 （略）

六 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

ニ・ホ (略)

七〇十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十〇十四 (略)

三〇六 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分用に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

ニ・ホ (略)

七〇十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇八 (略)

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)

十〇十四 (略)

三〇六 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分用に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の十九第一項第八号並びに第

ト 事業の用に供する施設の種類、当該施設 変更の都度	イ〜ヘ (略)	公開事項	更新すべき場合
		<p>十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）</p> <p>六 (略)</p> <p>七 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとするができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。</p>	

ト 事業の用に供する施設の種類、当該施設 変更の都度	イ〜チ (略)	公開事項	更新すべき場合
		<p>七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）</p> <p>六 (略)</p> <p>七 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 保管する産業廃棄物の種類</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。</p>	

<p>において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） 設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>チ （略）</p>	<p>リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）</p>	<p>又 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。）</p>	<p>ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分業の許可を受けて</p>
		<p>変更の都度</p>	<p>六月ごとに一回</p>	<p>六月ごとに一回</p>

<p>において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>		<p>リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み。）</p>	<p>又 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出するものとする。）</p>	<p>ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分業の許可を受けて</p>
		<p>変更の都度</p>	<p>六月ごとに一回</p>	<p>六月ごとに一回</p>

いる場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。)を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録(第十二条の七の三第一号ハ及びニ、第二号ハ及びニ、第三号ハ及びニ、第三号の二ハからへまで、第四号ハからホまで、第五号ロからへまで、第六号ロからへまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。)

ヲレ (略)

三 (略)

4 5 6 (略)

(承諾に係る書面の記載事項)

第十条の六の三 令第六条の十二第一号(令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託した産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量

二 5 四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

いる場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。)を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録(第十二条の七の三第一号ハ及びニ、第二号ハ及びニ、第三号ハ及びニ、第四号ハからホまで、第五号ロからへまで、第六号ロからへまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。)

ヲレ (略)

三 (略)

4 5 6 (略)

(承諾に係る書面の記載事項)

第十条の六の三 令第六条の十二第一号(令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託した産業廃棄物の種類及び数量

二 5 四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場

合
イ (略)

ロ 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1) 委託する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2) (略)

ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載され

第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場

合
イ (略)

ロ 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の四第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量

(2) (略)

ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載され

た当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2) (4) (略)

へつと (略)

二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
(略)	
処分の委託	(略)
備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。	

た当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類及び数量

(2) (4) (略)

へつと (略)

二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
(略)	
処分の委託	(略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

ニ・ホ (略)

六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

ニ・ホ (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2～4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

ニ・ホ (略)

六 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保管する産業廃棄物の種類

ニ・ホ (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2～4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 令第七条第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

三〇九 (略)

六〇八 (略)

第十二条の二 (略)

二〇一十二 (略)

13 令第七条第十一号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあつては、この限りでない。

二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で溶融することができるものであること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が

一・二 (略)

三〇九 (略)

六〇八 (略)

第十二条の二 (略)

二〇一十二 (略)

設けられていること。ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

五 熔融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

六 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

14
16
(略)

第十二条の七 (略)

13
15
(略)

第十二条の七 (略)

2
12
(略)

13 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。

二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏千五百度以上とし、これを保つこと。

三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。

四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができるところの温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第三項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

六 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

八 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

九 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。

2
12
(略)

十 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

十一 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。

ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

ハ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ニ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

14] 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十四項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二 〆六（略）

15] 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

13] 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十三項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二 〆六（略）

14] 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十四項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二〇五 (略)

16| 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。

- 一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二・三 (略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第三号の二イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及びニ(1)並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びチに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びベ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びベ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

二〇五 (略)

15| 令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。

- 一 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二・三 (略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- 一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ及びニ(1)並びに第七号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びチに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びベ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ・ホ (略)

二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第十二条の七第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行った位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果及び第十二条の七第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される熔融炉内の温度

ハ 第十二条の七第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

ニ 第十二条の七第十三項第六号の規定による試験に関する次

ニ・ホ (略)

二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

に掲げる事項

(1) 当該試験に係る試料を採取した位置

(2) 当該試験に係る試料を採取した年月日

(3) 当該試験の結果の得られた年月日

(4) 当該試験の結果

ホ 第十二条の七第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

ヘ 第十二条の七第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行った年月日

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ並びに第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ、第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ 第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ、第六号ヘ及びワ並びに第十五項第二号ヘ、第三号ヘ及びワ、第四号ヌ、第五号ト及びワ並びに第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ニ 第十二条の七第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物

四 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十二条の七第十三項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ並びに第十四項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ、第五号ニ及びホ並びに第十五項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

ハ 第十二条の七第十三項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ、第六号ヘ及びワ並びに第十四項第二号ヘ、第三号ヘ及びワ、第四号ヌ、第五号ト及びワ並びに第十五項第二号の規定によりその例によることとされた第十三項第三号ホ並びに第十五項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ニ 第十二条の七第十三項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十四項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物

質等の除去を行つた年月日

ホ 第十二条の七第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

五 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 (略)

四の二 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五・六 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出) 第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）

質等の除去を行つた年月日

ホ 第十二条の七第十三項第四号チ及び第六号リ並びに第十四項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) (4) (略)

五 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 (略)

五・六 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出) 第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五〇七 (略)

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み

二・三 (略)

四 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一〇三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)

五・六 (略)

五 (略)

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二 (略)

三 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該イからカまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

イ〇リ (略)

五〇七 (略)

八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み

二・三 (略)

四 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一〇三 (略)

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五・六 (略)

五 (略)

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一・二 (略)

三 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該イからカまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

イ〇リ (略)

又 令第七条第十一号の二に掲げる施設 溶融炉又は破碎設備
ルヨ (略)

四・五 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

二の二 令第七条第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

三・六 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状

七・十 (略)

2 前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。

この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものと

又カ (略)

四・五 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三・六 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

七・十 (略)

2 前項の届出については、第五条の五第二項の規定を準用する。

する。

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イからルまでに掲げる事項及び次に掲げる事項

イゝホ (略)

へ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、その数量

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一

号イからルまで並びに前号ハ、ニ及びへに掲げる事項並びに

次に掲げる事項

イゝハ (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業廃

棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イからルまでに掲げる事項及び次に掲げる事項

イゝホ (略)

三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一

号イからルまで並びに前号ハ及びニに掲げる事項並びに次に

掲げる事項

イゝハ (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 (略)

二 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 前号

イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類

イ・ロ (略)

- 三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
イ・ロ (略)

ハ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員

ロ (略)

六～十一 (略)

(無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物)

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の四第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されたと認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

- 三 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 第一号イ、ロ及びニに掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
イ・ロ (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～四 (略)

五 次に掲げる者が当該申請に係る再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分に関する業務を行う役員

ロ (略)

六～十一 (略)

(申請の経由)

第十二条の十二の十五 法第十五条の四の四第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(無害化処理の内容の基準)

第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理が、第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物を、当該産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実にであると認められるものであること。

二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る産業廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。

三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第十二条の二の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の十七 法第十五条の四の四第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
 - イ 受け入れる産業廃棄物の性状の確認及び管理
 - ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理
- 三 第十二条の六に規定する基準及び法第十五条の四の四第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができ
る者であること。
- 四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができ
る者であること。
- 五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足
りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
 - イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に関する業務を行う役員
 - ロ 申請者が個人である場合には、当該者
- 六 当該無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を有すること。
- 七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 八 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しな

いこと。

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。

十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第十二条の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十八 法第十五条の四の四第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。

二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に適合していること。

三 法第十五条の四の四第二項第五号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四 その他第十二条の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(準用)

第十二条の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に

規定する調査の結果を記載した書類について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十二の規定は令第七条の七において準用する令第五条の十一の規定による認定証について、第六条の二十四の十三から第六条の二十四の十五までの規定は令第七条の七において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の二十四の七	第六条の二十四の五第四号及び前条第二号	第十二条の十二の十七第四号及び第十二条の十二の十八第二号
第六条の二十四の八第一項	同項第六号	法第十五条の四の四第二項第六号
第六条の二十四の八第二項	法第九条の十第二項第七号	法第十五条の四の四第二項第七号

第六条の二十四の八第三項	法第九条の十第二項第八号	法第十五条の四の四第二項第八号
第六条の二十四の八第三項第七号	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ
第六条の二十四の八第三項第八号	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号ニ
第六条の二十四の八第三項第十号	令第四条の七	令第六条の十
第六条の二十四の八第四項第七号	第六条二十四の五第六号	第十二条の十二の十七第六号
第六条の二十四の八第四項第九号	前項第五号又は第六号	第十二条の十二の十九において準用する前項第五号又は第六号
第六条の二十四の八第四項第十号	法第七条第五項第四号イからヌまで	法第十四条第五項第二号イからヘまで

第六條の二十四 の十四第一項第 五号ハ	第六條の二十四 の十四第一項第 五号ロ	第六條の二十四 の十四第一項第 五号イ	第六條の二十四 の十四第一項第 五号	第六條の二十四 の十四第一項第 四号	第六條の二十四 の十四第一項第 二号
第六條の二十四 の八第二項各号	第六條の二十四 の八第一項第四 号	第六條の二十四 の八第一項第三 号	第六條の二十四 の八第四項第四 号	令第四条の七	法第七條第五項 第四号リ
第十二條の十二の十九にお いて準用する第六條の二十 四の八第二項各号	第十二條の十二の十九にお いて準用する第六條の二十 四の八第一項第四号	第十二條の十二の十九にお いて準用する第六條の二十 四の八第一項第三号	第十二條の十二の十九にお いて読み替えて準用する第 六條の二十四の八第四項第 四号	令第六条の十	法第十四條第五項第二号ニ

第六條の二十四 の十四第三項第 三號ト及びチ	第六條の二十四 の十四第三項第 三號ハ	第六條の二十四 の十四第三項第 三號	第六條の二十四 の十四第三項第 三號	第六條の二十四 の十四第三項第 二號	第六條の二十四 の十四第三項第 一號	第六條の二十四 の十四第三項第 一號	第六條の二十四 の十四第三項第 一號
第一項第五號	法第九條の第十 一項	第六條の二十四 の八第四項第二 號	第一項第五號	第一項第一號	法第九條の第十 二項第一號	法第九條の第十 二項第一號	前項
第十二條の十二の十九にお	法第十五條の四の四第一項	第十二條の十二の十九にお いて準用する第六條の二十 四の八第四項第二號	第十二條の十二の十九にお いて読み替えて準用する第 六條の二十四の十四第一項 第五號	第十二條の十二の十九にお いて読み替えて準用する第 六條の二十四の十四第一項 第一號	第十二條の十二の十九にお いて読み替えて準用する第 六條の二十四の十四第一項 第一號	法第十五條の四の四第二項 第一號	第十二條の十二の十九にお いて準用する前項

<p>の十四第三項第 四号</p>	<p>第六条の二十四 の十四第三項第 四号ホ及びへ</p>	<p>第六条の二十四 の十四第三項第 五号</p>		<p>第六条の二十四 の十四第四項</p>	<p>第六条の二十四 の十四第五項</p>	<p>第六条の二十四 の十五第二項及 び第六条の二十</p>
	<p>法第九条の十第 一項</p>	<p>第一項第八号</p>	<p>第六条の二十四 の八第四項第二 号</p>	<p>前項第一号</p>	<p>第二項</p>	<p>前項</p>
<p>いて読み替えて準用する第 六条の二十四の十四第一項 第五号</p>	<p>法第十五条の四の四第一項</p>	<p>第十二条の十二の十九にお いて準用する第六条の二十 四の十四第一項第八号</p>	<p>第十二条の十二の十九にお いて準用する第六条の二十 四の八第四項第二号</p>	<p>第十二条の十二の十九にお いて準用する前項第一号</p>	<p>第十二条の十二の十九にお いて準用する第六条の二十 四の十四第二項</p>	<p>第十二条の十二の十九にお いて準用する前項</p>

四の十六第二項

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状
 - 三 当該廃棄物の数量(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。)
 - 四 十 (略)
 - 五 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき(輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでない。
- 一 四 (略)
- 五 当該許可を受けた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の四第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該廃棄物の種類及び性状
 - 三 当該廃棄物の数量
 - 四 十 (略)
 - 五 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき(輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでない。
- 一 四 (略)
- 五 当該許可を受けた廃棄物の種類及び性状並びに輸入した数量(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間

入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

六・七（略）

6（略）

（廃棄物の輸入の許可を要しない者）

第十二条の十二の二十一 法第十五条の四の五第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～四（略）

（廃棄物の輸入の許可を申請できる者）

第十二条の十二の二十二 法第十五条の四の五第三項第二号ハの規定による環境省令で定める者は、試験研究機関（廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。）とする。

（産業廃棄物の輸出に係る基準）

第十二条の十二の二十三 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実にであると認められることとする。

（産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者）

第十二条の十二の二十四 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第四号口の規定による環境省令で定める者は

内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

六・七（略）

6（略）

（廃棄物の輸入の許可を要しない者）

第十二条の十二の十五 法第十五条の四の四第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～四（略）

（廃棄物の輸入の許可を申請できる者）

第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第三項第二号ハの規定による環境省令で定める者は、試験研究機関（廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。）とする。

（産業廃棄物の輸出に係る基準）

第十二条の十二の十七 法第十五条の四の六において準用する法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実にであると認められることとする。

（産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者）

第十二条の十二の十八 法第十五条の四の六において準用する法第十条第一項第四号口の規定による環境省令で定める者は、都道府

、都道府県及び市町村とする。

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の十二の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

三 当該産業廃棄物の数量(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。)

四 十一 (略)

2 4 (略)

5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

五 六 (略)

県及び市町村とする。

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の十二の十九 法第十五条の四の六第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該産業廃棄物の種類及び性状

三 当該産業廃棄物の数量

四 十一 (略)

2 4 (略)

5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

五 六 (略)

6 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)

第十二条の十二の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(指定区域台帳)

第十二条の三十四 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりとする。

一 五 (略)

六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5・6 (略)

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

6 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の六において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(指定区域台帳)

第十二条の三十四 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりとする。

一 五 (略)

4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 二 (略)

5・6 (略)

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

ならない。

一〇七 (略)

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

五・六 (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。

一〇四 (略)

五 地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

六〇八 (略)

二 (略)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

ならない。

一〇七 (略)

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 地下にある廃棄物の種類

五・六 (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。

一〇四 (略)

五 地下にある廃棄物の種類

六〇八 (略)

二 (略)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一〇七 (略)

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかなる場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

(措置命令書の記載事項)

第十五条 法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第十九条の七第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長(法第十九条の三第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十五条の五において同じ。)が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

第十五条の三 法第十九条の五第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第十九条の八第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道府県知事(法第十九条の三第三号に掲げる場合及び産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分を行った者が当該

一〇七 (略)

第十五条 法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第十九条の七第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

第十五条の三 法第十九条の五第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第十九条の八第一項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十五条の六において同じ。）が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

(土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項)

第十五条の七の二 法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び量

七 十三 (略)

4 第一項の図面は次のとおりとする。

一・二 (略)

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 (略)

六 埋め立てた廃棄物の種類及び量

七 十三 (略)

4 第一項の図面は次のとおりとする。

一・二 (略)

置を示す図面

5 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）

一の二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

一の三 法第十五条の四の第三項において読み替えて準用する法第十五条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）

二 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一

5 (略)

(権限の委任)

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

二 法第十五条の四の四第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の四第一項の許可に係る第十二条の十四の十四第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の四第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）

三 法第十五条の四の六において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の十九第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の六において読み

項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

四〇九（略）

十 第十二条の十二の二十四第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

十一 第十二条の十二の二十五第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

様式第一号（第一条の三の二、第七条の二、第八条の五の二関係）

備考

1 〃 3（略）

4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

(1) 〃 (6)（略）

(5) 法第十五条の4の2第1項の認定を受けた者又は法第十五条4の4第1項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

5（略）

様式第二号（第六条の二十七関係）

① 一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

② 一般廃棄物の数量（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括確認にあつては輸出の回数及び数量の上限とする。）

替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

四〇九（略）

十 第十二条の十二の十四第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

十一 第十二条の十二の十九第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

様式第一号（第一条の三の二、第七条の二、第八条の五の二関係）

備考

1 〃 3（略）

4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

(1) 〃 (6)（略）

(5) 法第十五条の4の2第1項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

5（略）

様式第二号（第六条の二十七関係）

① 一般廃棄物の種類及び性状

② 一般廃棄物の数量（一括確認にあつては、輸出の回数及び数量の上限）

③～⑨ (略)

様式第二号の六(第八条の二十一関係)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第三号(第八条の二十七関係)

別添

様式第四号(第八条の二十九関係)

備考

1～3 (略)

4 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第五号(第八条の三十八関係)

備考

1～3 (略)

4 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、

様式第二号の六(第八条の二十一関係)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

様式第三号(第八条の二十七関係)

様式第四号(第八条の二十九関係)

備考

1～3 (略)

様式第五号(第八条の三十八関係)

備考

1～3 (略)

「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第六号（第九条の二関係）

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

（略）

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

様式第七号（第十条の二関係）

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

様式第八号（第十条の四関係）

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、

様式第六号（第九条の二関係）

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

（略）

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

様式第七号（第十条の二関係）

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

様式第八号（第十条の四関係）

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

その旨を含む。)を記載すること。

(略)

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

様式第九号(第十条の六関係)

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))を記載すること。

様式第十号(第十条の九関係)

許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))を記載すること。

様式第十八号(第十一条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(略)

焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の

(略)

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

様式第九号(第十条の六関係)

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

様式第十号(第十条の九関係)

許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

様式第十八号(第十一条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(略)

汚泥等又は焼却灰等の処分方法

溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

備考

1～6 (略)

7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第二号の2に掲げる施設の場合に記入すること。

8 「法定代理人」の欄から「令第6条の2に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

9 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二十号(第十二条の五関係)

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

様式第二十一号(第十二条の七の五関係)
別添

様式第二十二号(第十二条の九関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

様式第二十四号(第十二条の十一関係)

埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が

備考

1～6 (略)

7 「法定代理人」の欄から「令第6条の2に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第二十号(第十二条の五関係)

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類

様式第二十一号(第十二条の七の五関係)

様式第二十二号(第十二条の九関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

様式第二十四号(第十二条の十一関係)

埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状

様式第二十五号（第十二条の十一の二関係）

埋め立てた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

様式第二十九号（第十二条の十二の二十関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第55条の4の5第1項の規定により、廃棄物の輸入の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

（略）

① 廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

② 廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括許可にあつては輸入の回数及び数量の上限とする。）

③ ～ ⑨ （略）

様式第三十号（第十二条の十二の二十五関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第55条の4の7第1項において準用する同法第55第1項の規定により、廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

（略）

① 産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

② 産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含

様式第二十五号（第十二条の十一の二関係）

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量

様式第二十九号（第十二条の十二の十四関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第55条の4の4第1項の規定により、廃棄物の輸入の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

（略）

① 廃棄物の種類及び性状

② 廃棄物の数量（一括許可にあつては、輸入の回数及び数量の上限）

③ ～ ⑨ （略）

様式第三十号（第十二条の十二の十九関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第55条の4の6第1項において準用する同法第55第1項の規定により、廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

（略）

① 産業廃棄物の種類及び性状

② 産業廃棄物の数量（一括確認にあつては、輸出の回数及び数量

まれる場合はその数量を含み、一括確認にあつては輸出の回数及び数量の上限とする。)

③～⑨ (略)

様式第三十一号の二(第十二条の三十四関係)
別添

様式第三十一号の三(第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

様式第三十二号(第十四条関係)
別添(裏面)

様式第三十四号(第六条の二十七関係)

確認を受けた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状

輸出した数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括確認にあつては個別の輸出ごとの数量の合計とする。)

様式第三十五号(第十二条の十二の二十関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十の四項の規定により、輸入の一括許可の内容について、次のとおり届け出ます。

の上限)

③～⑨ (略)

様式第三十一号の二(第十二条の三十四関係)

様式第三十一号の三(第十二条の三十五、第十二条の三十八、第十二条の三十九関係)

地下にある廃棄物の種類

様式第三十二号(第十四条関係)

様式第三十四号(第六条の二十七関係)

確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状

輸出した数量(一括確認にあつては、個別の輸出ごとの数量の合計)

様式第三十五号(第十二条の十二の十四関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十の四項の規定により、輸入の一括許可の内容について、次のとおり届け出ます。

様式第三十六号（第十二条の十二の二十関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の20第

5項の規定に基づき、平成 年 月 日付で許可を受

けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。

許可を受けた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物

が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

輸入した数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場

合はその数量を含み、一括許可にあつては個別の輸入ごとの数量

の合計とする。）

様式第三十七号（第十二条の十二の二十五関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第

4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次の

とおり届け出ます。

様式第三十八号（第十二条の十二の二十五関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第

5項の規定に基づき、平成 年 月 日付で確認を受

けた廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。

確認を受けた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産

業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

輸出した数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれ

る場合はその数量を含み、一括確認にあつては個別の輸入ごとの

数量の合計とする。）

様式第三十六号（第十二条の十二の十四関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14第

5項の規定に基づき、平成 年 月 日付で許可を受

けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。

許可を受けた廃棄物の種類及び性状

輸入した数量（一括許可にあつては、個別の輸入ごとの数量の

合計）

様式第三十七号（第十二条の十二の十九関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第

4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次の

とおり届け出ます。

様式第三十八号（第十二条の十二の十九関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第

5項の規定に基づき、平成 年 月 日付で確認を受

けた廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。

確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状

輸出した数量（一括確認にあつては、個別の輸入ごとの数量の

合計）

○ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 令第六条第一項第三号タの同号ハ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準及び同号タの同号ハ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号タの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号タの環境省令で定める基準は同号タに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>7 令第六条第一項第三号レの同号ハ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号レの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号レの環境省令で定める基準は同号レに規定す</p>	<p>（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 令第六条第一項第三号ヨの同号ハ(1)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準及び同号ヨの同号ハ(3)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ヨの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ヨの環境省令で定める基準は同号ヨに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。</p> <p>7 令第六条第一項第三号タの同号ハ(5)に規定する汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号タの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号タの環境省令で定める基準は同号タに規定す</p>

る産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

8 令第六条第一項第三号ソの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号ソの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ソの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ソの環境省令で定める基準は同号ソに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

二	三 二 〽 二	一		第一欄
		水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	
ダイオキシン類（ダ）	（略）	（略）	（略）	第二欄

る産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

8 令第六条第一項第三号レの汚泥に係る環境省令で定める基準及び同号レの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号レの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号レの環境省令で定める基準は同号レに規定する産業廃棄物に含まれる別表第一の九の項から二二の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

二	三 二 〽 二	一		第一欄
		水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	
ダイオキシン類（ダ）	（略）	（略）	（略）	第二欄

<p style="text-align: center;">四</p> <p>イオキシシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシシソ類をいう。以下同じ。）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号タ、レ若しくはソに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">四</p> <p>イオキシシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシシソ類をいう。以下同じ。）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>1 この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号ヨ、タ若しくはレに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

(一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第一条 (略)

2 法第八条の三の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十九 (略)

二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

3 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第二条 (略)

2 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 安定型最終処分場の維持管理は、前条第二項第七号、第十九号及び第二十号の規定の例によるほか、次によること。この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業

改正前

(一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第一条 (略)

2 法第八条の三の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十九 (略)

二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

3 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第二条 (略)

2 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 安定型最終処分場の維持管理は、前条第二項第七号、第十九号及び第二十号の規定の例によるほか、次によること。

<p>「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p> <p>イ、チ (略)</p> <p>三 管理型最終処分場の維持管理は、前条第二項第五号及び第七号から第二十号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）の規定の例によること。この場合において同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物を」とあるのは「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。</p> <p>イ、チ (略)</p> <p>三 管理型最終処分場の維持管理は、前条第二項第五号及び第七号から第二十号まで（鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場にあつては、第十六号を除く。）の規定の例によること。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十二年八月十八日厚生省令第一一五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 平成二十年四月一日までは、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び</p>	<p>改正前</p> <p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の二十七及び第八条の三十六の</p>
--	--

第八条の三十六の規定は、適用しない。

規定は、適用しない。

○ 地方環境事務所組織規則（平成十七年九月二十日環境省令第十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） 第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「<u>廃棄物処理法</u>」という。）に規定する無害化処理に係る特例に関すること。</p> <p>五 廃棄物（<u>廃棄物処理法</u>に規定する廃棄物をいう。）の輸入及び輸出に関すること。</p> <p>六～十七 （略）</p>	<p>（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） 第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 廃棄物（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「<u>廃棄物処理法</u>」という。）に規定する廃棄物をいう。</u>）の輸入及び輸出に関すること。</p> <p>五～十六 （略）</p>